

月刊 グローバル

# Global

Information magazine

2013. 3. 20発行  
第196号  
(初版1997.01)

2013  
4

(編集発行)

さくらマネジメントグループ

税理士法人さくら総合会計 広報委員会

〒060-0054 北海道札幌市中央区南4条東4丁目2番地1  
さくら総合会計ビル

[TEL] 011-271-1417 [FAX] 011-221-5948

[URL] <http://www.dao.or.jp>

## CONTENTS

税務

平成25年度税制改正案 (法人課税)

経営

「中小企業倒産防止共済制度」のご紹介

労務

法改正情報・平成25年度各種保険料のご案内

公益・社会福祉法人

社会福祉法人の新会計基準について⑬

事業承継

平成25年度税制改正が事業承継に及ぼす影響

事業再生

再構築による合理的な経営

掲示板

復興特別税について

## 今日の実務

■平成25年2月末決算法人の法人税及び消費税の申告期限：平成25年4月30日(火)



## 今月のことば

他人を押さえつけている限り、自分もそこから動くことはできない。・・・ジョージ・ワシントン (米国初代大統領)

相手を無理やりコントロールしようとするは、自分にも精神的負担がかかり、常にそのことを気にすることになる。結果的に、お互いが窮屈な思いをすることになりストレスも出てしまう。押さえつけている限り、そこから創造的な発想は生まれてこない。 『ジョージ・ワシントンの名言より』

# 平成25年度税制改正案（法人課税）

前号に引き続き、平成25年度税制改正大綱の中から、今回は法人課税関係の改正についてご紹介致します。

## 《法人課税》

### 1. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設

一定の**指定事業**を営む中小企業等である青色申告法人が、**経営改善に関する指導及び助言**を受け、店舗改修等の設備投資を行った場合、その取得価額に対して、特別償却又は税額控除を受けることができます。

#### 指定事業

卸売業、小売業、サービス業、農林水産業

#### 適用要件

商工会議所、**認定経営革新等支援機関等**による法人の経営改善に係る指導及び助言により行う設備投資等であること

※当事務所も平成24年11月6日に経営革新等支援機関に認定されております。

#### 対象資産

- ①器具備品・・・1台の取得価額が30万円以上のもの
- ②建物附属設備・・・1つの取得価額が60万円以上のもの

#### 特別償却額

対象資産の取得価額×30%

#### 税額控除額

対象資産の取得価額×7%

※ただし、法人税額の20%が控除限度額となり、資本金3000万円以下の中小企業等に限り、税額控除を選択できます。

#### 適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に対象資産を取得し、**事業供用**した場合

### 2. 中小法人の交際費課税の特例の拡充

中小法人の定額控除限度額が、現行の**600万円**から**800万円**へ引き上げられ、定額控除限度額までの**10%の損金不算入**が廃止されます。したがって、中小法人は、**800万円以下の交際費**が全額損金算入可能となります。

#### 適用時期

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度。

### 3. 所得拡大促進税制の創設等

青色申告法人が、国内雇用者に対して給与等を一定額以上支給した場合は、その雇用者給与等支給増加額について税額控除を受けることができます。

#### 適用要件

- ①雇用者給与等支給増加額が、基準雇用者給与等支給額に対して**5%以上増加**していること
- ②雇用者給与等支給額が、**前事業年度の雇用者給与等支給額以上**であること
- ③平均給与等支給額が、**前事業年度の平均給与等支給額以上**であること

#### ・国内雇用者とは

法人の使用人で国内に勤務する雇用者をいいます（役員・役員の特典関係者を除く）。

#### ・雇用者給与等支給額とは

各事業年度で損金算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

#### ・基準雇用者給与等支給額とは、

基準事業年度で損金算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

#### ・基準事業年度とは、

平成25年4月1日以後開始事業年度の内、**最も古い**事業年度の直前事業年度をいいます。

※雇用促進税制との選択適用となります。

#### 税額控除額

雇用者給与等支給増加額×10%

※ただし、法人税額の**10%**、中小企業者等は法人税額の**20%**が控除限度額となります。

#### 適用時期

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度。

### 4. 法人課税その他の改正項目

#### ・生産等設備投資促進税制の創設

⇒税額控除・特別償却

#### ・研究開発税制の拡充 ⇒税額控除限度額の引き上げ

#### ・雇用促進税制の拡充 ⇒税額控除限度額の引き上げ 等

2号に渡り税制改正についてご紹介致しましたが、その他の項目、詳細については、監査担当者までお尋ね下さい。

監査部：中谷 侑稔

# 「中小企業倒産防止共済制度」のご紹介

「中小企業倒産防止共済制度」は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための制度で、中小企業倒産防止共済法に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

**節税対策になり取引先の倒産時には最高8,000万円の融資を受けられます。**

## 制度の主な特徴等

### 加入資格

1年以上継続して事業を行っている中小企業者（会社・個人事業者等）

### 掛金について

毎月の掛金は、5,000円～200,000円の範囲内（5,000円単位）で自由に選べ、掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。掛金は税法上、全額を損金（法人）または、必要経費（個人事業）に算入でき節税に有効です。また、掛金は**前納付も可能**なので、決算月に12カ月分をまとめて納付してもその全額が、損金または必要経費に算入できます（法基通2-2-14、所基通37-30の2）。

### 計算例

課税所得金額が5,000千円の場合（中小法人）

法人税等＝5,000千円×24.59%＝1,230千円

**1事業年度に2,400千円の掛金を納付した**

課税所得金額＝5,000千円－2,400千円  
＝2,600千円

掛金納付後の法人税等

＝2,600千円×24.59%＝640千円

よって、1,230千円－640千円＝**590千円**の節税となります。

※平成24年4月1日～平成27年3月31日までの間に開始する事業年度において中小法人に適用される年800万円以下の所得に適用される軽減税率・復興特別法人税を考慮した実効税率24.59%にて計算しております。

### 解約手当金について

共済は、任意解約することができます。また、12カ月分以上掛金を納付していれば80%以上、40カ月分以上の納付で100%の解約手当金が受け取れます。

しかし、受け取った解約手当金は**全額がその事業年度の益金（法人）または、収入金額（個人事業）となります**ので、解約するタイミングには注意が必要です。

### 共済金について

加入後6カ月以上が経過して、取引先の倒産によって売掛金債権等が回収困難となった場合には、「**回収困難になった売掛金債権等の額**」と「**掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）**」の**いずれか少ない額の融資**が受けられます。

中小企業の連鎖倒産防止を目的とした制度であるため、金融機関の融資のように審査は無く、事実確認を行い、貸し付け要件に該当していれば、融資が実行されます。融資は、**無担保・無保証・無利子**ですが、**貸し付けを受けた金額の10分の1に相当する額が、納付した掛金から控除され、その掛金の権利が消滅します。**



### 一時貸付金について

取引先倒産の事態が発生していなくても、**解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸し付けが受けられます。**

※有利子・平成25年2月末現在、年利0.9%

現在、加入されていない方は、節税対策や「もしも」の時の備えとして加入を検討してみたいかがでしょうか？共済制度に関する質問・申込は監査担当者までお申し付けください。

監査部：黒子 修治

# 法改正情報・平成25年度各種保険料のご案内

## 《法改正情報》

### 障害者の法定雇用率変更について

障害者雇用率制度（※1）により、すべての事業主が法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務がありますが、平成25年4月1日より障害者の法定雇用率が引き上げとなります。それに伴い対象となる事業主の範囲も**従業員56人以上から50人以上に変更**となりますので、あわせてご確認ください。また、50人以上の事業主には、以下の義務があります。

- ・毎年6月1日時点の障害者雇用状況についてハローワークに報告しなければならない
- ・障害者雇用推進者（※2）を選任するよう努めなければならない

### 障害者法定雇用率表

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	<b>2.0%</b>
国・地方公共団体等	2.1%	<b>2.3%</b>
都道府県等の教育委員会	2.0%	<b>2.2%</b>

従業員200人超の事業主（平成27年4月からは100人超）においては、法定雇用率を下回っている場合、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付する障害者雇用納付金制度が適用となりますが、平成25年4月1日からの新しい法定雇用率に伴い、**平成26年4月1日から5月15日までに申告する分**から新しい法定雇用率で算定することになります。

#### ※1 障害者雇用率制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、雇用している労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率以上になるよう義務付けられています。

#### ※2 障害者雇用推進者

主な業務として、障害者の職場環境の整備等を図る業務、障害者雇用状況に関する業務などがあります。

先月号まで数回にわたり掲載したとおり、平成25年4月1日からは労働契約法や高年齢者雇用安定法など人事労務関連の重要な事項が変更となります。今一度、改正事項について整備されているか点検し、気がつかないうちに法令違反となっていないよう注意してください。

## 《平成25年度各種保険料のご案内》

新年度に向けた各種保険料率が決定しましたので、改めてご確認ください。

### A. 労働保険（雇用保険、労災保険）

据え置きとなり、変更はありません。

#### 雇用保険

雇用保険料率	被保険者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産、清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

#### 労災保険

業種に応じて**2.5/1000~89/1000**となっており、すべて事業主負担となっております。

### B. 社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険）

据え置きとなり、変更はありません。

#### 社会保険

	健康保険	介護保険	厚生年金保険
北海道	10.12%	1.55%	16.766%
新潟県	9.90%		

※上記の折半額を事業主・被保険者が負担することとなります。

※厚生年金保険は平成25年9月（10月末日納付）分から変更予定。

### C. 国民年金保険

自営業者などの厚生年金・共済年金に加入していない方や、その配偶者など第1号被保険者の方の国民年金保険料額は、平成25年度4月（5月末日納付）分から下記の通りとなります。

#### 国民年金保険料

現行 14,980円 ⇒ **改正後 15,040円**（月額）  
 労務部：横浜 昭浩

# 社会福祉法人の新会計基準について⑬～共同募金配分金の取扱い～

新会計基準において、共同募金配分金の取扱いが明確化されました。今回はその会計処理についてご紹介致します。

## 1.共同募金配分金とは

共同募金配分金は、福祉の活動を財政面から支えるために民間の社会福祉を営んでいる施設・団体を対象に助成（配分）されます。この共同募金配分金はその内容によって寄附者が寄附先を指定して寄附する①「**受配者指定寄附金**」とそれ以外の配分金である②「**一般配分金**」、③「**特別配分金**」に分類されます。

## 2.取扱い

旧会計基準においては「共同募金配分金」についての定めはなく、指導指針において寄附金として取扱うこととされておりましたが、新会計基準への移行により下記の通り取扱います。（「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」9-(3)より）

### ①受配者指定寄附金

「受配者指定寄附金」は、寄附者が共同募金会を通じて社会福祉法人に寄附するものであるため寄附金として処理します。

#### イ 経常的経費に係る配分金

事業活動計算書の「**経常経費寄附金収益**」、資金収支計算書の「**経常経費寄附金収入**」

#### ロ 施設整備及び設備整備に係る配分金

事業活動計算書の「**施設整備等寄附金収益**」、資金収支計算書の「**施設整備等寄附金収入**」

※受配者指定寄附金も要件を満たせば基本金の組入れ対象となります。（詳しくは月刊グローバル2012年12月号をご参照下さい）

### ②受配者指定寄附金以外の寄附金

経常経費に係る配分金である「一般配分金」と施設整備及び設備整備に係る配分金である「特別配分金」は民間助成金に近い性格を持つため**補助金として処理**します。

#### イ 一般配分金

- ・事業活動計算書「その他の事業収益(中区分) - 補助金事業収益(小区分)」
- ・資金収支計算書「その他の事業収入(中区分) - 補助金事業収入(小区分)」

※大区分については介護保険事業収益(収入)など配分金を受けた事業毎に科目を選択します。

#### <事業活動計算書における科目の例示>

大区分	介護保険事業収益(収入)	保育事業収益(収入)	就労支援事業収益(収入)	〇〇事業収益(収入)
中区分	その他の事業収益(収入)	その他の事業収益(収入)	その他の事業収益(収入)	その他の事業収益(収入)
小区分	補助金事業収益(収入)	補助金事業収益(収入)	補助金事業収益(収入)	補助金事業収益(収入)

#### ロ 特別配分金

事業活動計算書「**施設整備等補助金収益**」、資金収支計算書「**施設整備等補助金収入**」

※特別配分金は施設・設備整備事業に係る配分金なので、国庫補助金等特別積立金として積立てます。

詳しくは、弊社公益・社会福祉法人部までお気軽にお問い合わせ下さい。

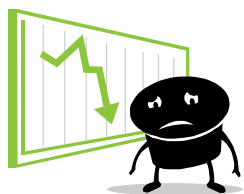
公益・社会福祉法人部：澤田 繁明

# 平成25年度税制改正が事業承継に及ぼす影響

本号では、平成25年1月29日に閣議決定された税制改正大綱をもとに、事業承継に及ぼす影響を考えていきます。

## 1. 相続税関係の改正

相続税関係で大きな改正がありました。基礎控除額が「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」へ引き下げられました。一般的な家庭である父、母、子ども二人の4人家族で考えると、仮に父が亡くなった場合、相続税の申告の基礎控除額は8,000万円でしたが、今回の改正で4,800万円となります。有り体に申し上げれば、この家庭では財産が8,000万円もなければ相続税の申告が必要ありませんでしたが、今後はこの判断基準が4,800万円ということになります。



この基礎控除額の引き下げにより相続税を支払う必要がある方は大幅に増加するものと考えられます。国税庁によれば、平成23年での相続税の申告率(※1)は全国で4.1%となっていますが、今回の改正により6%程度に増加することを想定しているようです。なお、北海道での相続税の申告率実績は1.7%

(※2)、関東信越地方での実績は3.8%(※3)となっています。関東信越地方では全国の想定と近い数字になっていますので改正後も6%程度になると考えられますが、北海道においては実績の低さを加味すると約2.5%程度になるものと考えられます。

※1 申告率とは相続税の申告の必要があった人(被相続人)を死亡者数で除して算定。

※2 札幌国税局発表

※3 関東甲信越国税局発表

事業承継に及ぼす影響という観点で考えますと、今まで本稿で述べてきましたように事業承継にあたっては、「財産の承継」が一つのポイ

ントとなりますが、ここでいう「財産」とは、自社株式と事業用資産を言いました。親族への事業承継を想定する場合、相続による承継が一般的に税負担が少ないため、いかに有効に相続を利用するかということは重要な検討事項です。今まで、自社株式や事業用資産を評価し、課税最低限を下回っていたため、相続税の心配はないと考えていた方は、今回の改正の影響を加味して税負担が発生するか否かを検討し直す必要があります。

## 2. 贈与税関係の改正

相続時精算課税制度の適用要件が緩和されました。その要件に、贈与を受ける者に20歳以上である「孫」を追加し、贈与する側の年齢を「65歳以上」から「60歳以上」に引き下げました。これにより、親族内承継を実施する際に生前贈与をする範囲が広がります。私共が今まで御相談を受けたお客様の中で孫への承継を検討されていた方や60歳で承継を考えているという方々もいらっしゃいましたが、この制度を使うことができませんでした。

事業承継計画を立案するにあたり、相続時精算課税制度を適用できず、孫へ110万円の暦年贈与の非課税枠を利用して毎年贈与を行っている方や、リタイアの年をこの制度に合わせて不本意ながら65歳以上に設定していた方々については、再度事業承継計画を検討する必要がありますのでご留意下さい。

なお、上記の税制改正の詳細は前号で監査部が掲載した「平成25年度税制改正案」をご覧ください。税制改正大綱は、国会で決議がなされて効力を発しますので、その過程で変更されることもありますのでご了承下さい。

次号では、「事業承継税制の改正」をテーマに掲載する予定です。

株式会社 さくら総合M&Aセンター：小野 徹

# 再構築による合理的な経営

前回（2012年10月号）は、「財務リストラ」として負債・資本の部から見た場合についてご説明いたしました。今回は、費用と原価の削減による経営の再構築についてご説明いたします。

## 費用と原価の削減

事業を再生するにあたりポイントとなるのは利益の拡大です。利益を最大化するためには、影響の大きいものから手をつけていく必要があります。

### 費用について

費用については、例えば次のような項目から検討します。

- ✓ 人件費の見直しと合理化・・・報酬の削減、人材の見直し、組織の合理化
- ✓ 削減効果が大きいもの・・・事業所の統合、家賃の値下げ
- ✓ その他・・・・・・・・・・不要資産の処分、リース代の見直し、支払利息

### 原価について

原価の削減については、仕入・外注費・労務費をいかにコントロールするかがポイントです。

仕入については、一般的で特徴のない事業では、コストのみが取引の条件となります。そのため、コストダウン追求を最大テーマとしない事業展開を進める必要があります。

また、売価についても売値修正の交渉を行い、価格に対する主導権をもつようにする必要があります。さらには、取引条件が悪く売値の改善が見込めない顧客との取引については、徐々に取引を停止するくらいの対策が必要となります。

外注費と労務費については、労働生産性の向上と関係があります。売上を1,000円・仕入を250円・外注費を200円とした場合、仕入と外注費を20%削減すると、生産性は16%向上することになります。

※労働生産性とは

生産過程における労働の効率のことで、 $\text{付加価値} \div \text{従業員数}$  で表されます。本文では  $\{\text{売上} - (\text{仕入} + \text{外注})\} \div \text{人数}$  となります。

### 仕入・外注費の削減ポイント

#### ✓ 見積もり方法の改善

見積もりの最小単位が万円や千円レベルの場合、これを円単位を基準にすることによりコストに対する姿勢が変わる。

#### ✓ 取引業者の入れ替え、新規開拓

これまで付き合いや、いきさつで取引している場合が多いので、明確なコストダウンを要求して対応が満足できない場合には、取引業者の変更も考える。

#### ✓ 計画発注

少量生産や発注ロスを防ぐため、まとめて生産や発注をする。

#### ✓ 支払条件変更

コストダウン要求に対応してくれる取引業者への支払条件を現金支払いにするなど、支払サイトの短縮をする。

#### ✓ 内製化

社内における生産効率を高める。

### 労務費削減のポイント

#### ✓ 作業バランスをとる

作業間、工程間の作業時間のばらつきを少なくするよう作業バランスをとる。

例 … 作業段取りの充実、物流改善、歩留まり向上、設備対応、生産システム、作業標準化と教育

# 復興特別税について

大きな被害を出した東日本大震災から2年が経ち、被災地も復興にむけて少しずつではありますが進んでいることと思います。さて、この復興に対して私たちも無関係とは言えず、個人・法人ともに「税金」という形で今後関わっていくこととなります。そこで、こういった所で復興特別税が課せられているか再確認していきたいと思います。

## 《個人に対して課税される復興特別税》

- ①平成25年分の所得税から25年間（平成49年分まで）、所得税額の2.1%が課税。  
（給与所得者は25年1月より、給与天引きされている源泉所得税に含まれています。）
- ②道・市民税については、平成26年6月から10年間、均等割増分の4,000円に1,000円が上乘せ。

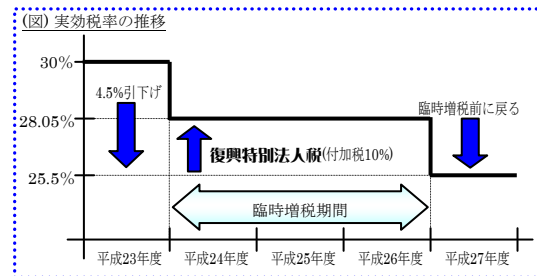
## 《法人に対して課税される復興特別税》

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に、最初に開始する事業年度開始の日から3年間、法人税額の10%が復興特別法人税として課税されます。つまり、3月31日決算の法人の場合では、平成25年3月期の決算から課税されることとなります。

また、復興特別税の創設に併せて下記のように法人税率が引き下げとなっており、引き下げ後の法人税率により計算された法人税額に対して10%の復興特別法人税が課税されますが、法人税と復興特別法人税の合計は改正により実質減税となっています。

	現 行		改 正 後	
	800万円超	800万円以下	800万円超	800万円以下
普通法人	30%		25.5%	
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)

※資本金1億円以下の法人が中小法人となり、（ ）内は中小法人の軽率減税。



## 計算例 課税所得が1,000千円の場合の法人税額

- 改正前 →  $1,000 \text{千円} \times 18\% = 180 \text{千円}$
- 改正後 →  $1,000 \text{千円} \times 15\% = 150 \text{千円} \cdots ①$   
 $150 \text{千円} \times 10\% = 15 \text{千円} \cdots ②$   
 $① + ② = 165 \text{千円}$

①が法人税、②が復興特別税となっていますが、改正前と改正後の税額を比較した場合、実質的に15千円の減税となります。（復興特別税は3年間の課税）

## 《源泉徴収される復興特別税》

上記の他に、預金利息や上場企業の配当金に対しても所得税の税率に2.1%の復興特別税が課税されます。

監査部：鳥山 裕之

### 【さくらマネジメントグループ】

税理士法人 さくら総合会計 株式会社 パワーコンサル  
 株式会社 さくら総合M&Aセンター ㈱札幌ビジネスエージェンツ  
 労働保険事務組合道央労務管理協会 株式会社 エスエムシー  
 庵原宏章行政書士事務所 清平秀幸公認会計士事務所  
 株式会社 道央医療コンサル エス・バイ・エス事業協同組合